

令和5年3月2日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

令和5年3月31日までの市内小・中学校における教育活動について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいます、御礼申し上げます。

本県においては、令和5年2月20日以降、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととなり、令和5年3月13日から5月7日まで、マスクの着用について「個人の判断に委ねることを基本とし本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する」などのことが示されました。

一方、この度、神奈川県教育委員会教育長から通知があり「学校生活においては、令和5年3月31日まで、引き続き、従来通り「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえて感染防止対策を徹底しながら通常の教育活動を実施する」ことが示されました。

これを受け、本市の小・中学校では、引き続き、これまでと同様に感染防止対策を徹底しながら通常の教育活動を実施することとしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

4月1日以降の学校教育活動実施にあたっての留意事項等については、改めてお知らせいたします

留意事項

- 新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮をしていきます。御家庭でも登校前の検温や健康チェック、マスクの着用等、御協力をお願いいたします。
- 本人に発熱、のどの痛み、せき等体調不良の症状がある場合は、自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。(感染した場合や濃厚接触した場合と同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。)
なお、本人に症状がなければ、同居の家族に症状があっても、登校して構いません。
- コロナワクチン接種については、本人が接種するため登校できない、コロナワクチン接種後の副反応による体調不良のために登校できない場合については、引き続き、出席停止扱いとします。
- 登下校時や帰宅後の外出時等における感染防止のためのマナー等について、引き続き、児童生徒に指導していきますので、御家庭でも御協力をお願いします。
- 体育の授業や運動部活動の活動中、登校時などでは、児童生徒に対して熱中症対策を優先し、マスクをはずす、できるだけ距離を空ける、近距離での会話は控えることを指導していきますので、御家庭でも御協力をお願いいたします。
- 御心配な点がございましたら、学校に御相談ください。

※マスクの着用については、マスクが着用できない、着用したい、はずせない等、様々な児童生徒がいることを御理解いただき、差別や偏見等につながらないように、御協力をお願いいたします。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749